国会事項

衆議院

質問書提出

四月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家の行政機関中枢に対する危機管理体制に関する質問主意書（丸山穂高提出）

「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

「産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

議案受領（予備審査）

四月三十日衆議院から次の議案が送付された。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之外九名提出）（衆第二〇号）

質問主意書提出

四月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

健康増進法改正による健康増進に資する機器やサービスの許可又は承認に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一一四号）

養子縁組に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一一五号）

国債金利リスクに関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一一六号）

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　地図及び簿冊の名称

㈠　平成二十五年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿案

㈡　平成二十六年度都市部官民境界基本調査図原図及び平成二十六年度都市部官民境界基本調査簿案

㈢　平成二十六年度山村境界基本調査図原図及び平成二十六年度山村境界基本調査簿案

二　前項㈠に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県藤沢市、静岡県沼津市、富士市、焼津市、南伊豆町、西伊豆町、三重県伊勢市、桑名市、尾鷲市、大阪府大阪市、岬町、大分県臼杵市の一部

三　第一項㈡に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道小樽市、茨城県筑西市、千葉県流山市、東京都杉並区、神奈川県藤沢市、愛知県名古屋市、三重県伊勢市、津市、滋賀県大津市、草津市、大阪府豊中市、兵庫県芦屋市、奈良県上牧町、鳥取県境港市、佐賀県佐賀市、熊本県熊本市、宮崎県高鍋町の一部

四　第一項㈢に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県藤岡市、富山県立山町、石川県白山市、佐賀県みやき町、大分県津久見市の一部

五　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）

六　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

七　閲覧場所　次表のとおり

第一項㈠、㈡及び㈢に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
茨城県筑西市、千葉県流山市、東京都杉並区、神奈川県藤沢市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課内 電話　〇三（五二五八）八三八四
静岡県沼津市、富士市、焼津市、南伊豆町、西伊豆町、愛知県名古屋市、三重県津市、伊勢市、尾鷲市	埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号さいたま新都心合同庁舎二号館 国土交通省関東地方整備局建政部内 電話　〇四八（六〇一）三一五一
滋賀県大津市、草津市、大阪府豊中市、岬町、兵庫県芦屋市、奈良県上牧町	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号 国土交通省中部地方整備局建政部内 電話　〇五二（九五三）八五七一
鳥取県境港市	大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四四号 大阪合同庁舎一号館 国土交通省近畿地方整備局建政部内 電話　〇六（六九四二）一〇五六
佐賀県佐賀市、熊本県熊本市、大分県臼杵市、宮崎県高鍋町	広島県広島市中区八丁堀二番地十五号 国土交通省中国地方整備局建政部内 電話　〇八二（二二一）九二三一
北海道小樽市	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号 国土交通省九州地方整備局建政部内 電話　〇九二（四七一）六三三一
	北海道札幌市北区北八条西二丁目第一合同庁舎 国土交通省北海道開発局事業振興部内 電話　〇一一（七〇九）二三一一

八　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

九　誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

十　誤り等訂正申し出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

官庁報告

国家試験

平成27年度技術士第一次試験の実施の変更について

平成27年3月2日付け官報「平成27年度技術士第一次試験の実施」で公告した平成27年度技術士第一次試験の実施を次のとおり変更するので公告する。

平成27年5月7日

文部科学大臣　下村　博文

1　変更内容　「8．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先」中「〒105―0001　東京都港区虎ノ門4丁目1番20号　田中山ビル8階　電話番号　03―3459―1333」を「〒150―0043　東京都渋谷区道玄坂2丁目10番7号　新大宗ビル9階　電話番号　03―3461―8827」に変更する。

2　変更後の試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒150―0043　東京都渋谷区道玄坂2丁目10番7号　新大宗ビル9階　電話番号　03―3461―8827

3　その他　この変更に関する問合せは、公益社団法人日本技術士会（〒150―0043　東京都渋谷区道玄坂2丁目10番7号　新大宗ビル9階　電話番号　03―3461―8827）に対して行うこと。